

大和証券積立投資約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>5. 有価証券の管理</p> <p>(1) ~ (2) (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>① この契約によって取得された有価証券は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混蔵して保管する可能性があること。</p> <p>②~④ (省 略)</p> <p>(4) ~ (5) (省 略)</p> <p>8. キャッシング (即日引出)</p> <p>(1) お客様が、上記7. (3) ①に定める、営業日の正午を過ぎて受入れたもしくは営業日以外の日に受入れたダイワMR Fの返還請求に基づき、当社が引渡すべき金銭相当額について返還の請求を行う当日に受取を希望する場合は、次の各号 (以下「キャッシング」といいます) により取扱います。なお、キャッシング (ATMご利用時のキャッシングを含む) の利用申込書の提出は不要とします。</p> <p>①~④ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>9. 定期引出</p> <p>(1) お客様は、<u>定期引出申込書を提出することにより</u>、この契約に基づく有価証券又は金銭を定期的に返還を受ける契約 (以下「定期引出契約」といいます) を当社と結ぶことができます。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>11. 契約の解除</p> <p>(省 略)</p> <p>①~② (省 略)</p> <p>③ <u>下記13. に定めるこの約款の変更にお客様が同意しないとき。</u></p> <p>④~⑩ (省 略)</p> <p>12. 届出事項の変更</p> <p>(1) <u>お届出の印鑑</u>、住所 (又は所在地)、氏名 (又は名称)、共通番号 (番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。) 等の事項に変更があったときは、お客様は当社所定の手続きに従って遅滞なくお取扱部店にお届出いただきます。</p> <p>(2) ~ (3) (省 略)</p>	<p>5. 有価証券の管理</p> <p>(1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>① この契約によって取得された有価証券は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混合して保管する可能性があること。</p> <p>②~④ (現行どおり)</p> <p>(4) ~ (5) (現行どおり)</p> <p>8. キャッシング (即日引出)</p> <p>(1) お客様が、上記7. (3) ①に定める、営業日の正午を過ぎて受入れたもしくは営業日以外の日に受入れたダイワMR Fの返還請求に基づき、当社が引渡すべき金銭相当額について返還の請求を行う当日に受取を希望する場合は、次の各号 (以下「キャッシング」といいます) により取扱います。なお、キャッシング (<u>提携ATM</u>ご利用時のキャッシングを含む) の利用申込書の提出は不要とします。</p> <p>①~④ (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>9. 定期引出</p> <p>(1) お客様は、<u>別途定めるところにより</u>、この契約に基づく有価証券又は金銭を定期的に返還を受ける契約 (以下「定期引出契約」といいます) を当社と結ぶことができます。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>11. 契約の解除</p> <p>(現行どおり)</p> <p>①~② (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>③~⑨ (現行どおり)</p> <p>12. 届出事項の変更</p> <p>(1) 住所 (又は所在地)、氏名 (又は名称)、共通番号 (番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。) <u>お届出の印鑑等の事項に変更があったときは</u>、お客様は当社所定の手続きに従って遅滞なくお取扱部店にお届出いただきます。</p> <p>(2) ~ (3) (現行どおり)</p>

現行	改正
<p>13. その他  (1)～(4) (省略)  (5) この約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めるときは、改訂されることがあります。<u>なお、この約款の内容が変更され、お客様の従来の権利を制限したり新たな義務を課すことになる場合は、その変更事項をご通知させていただきます。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときはご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p>附 則  この約款は、<u>令和元年7月16日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>13. その他  (1)～(4) (現行どおり)  (5) この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めるときは、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更</u>されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、<u>効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知</u>します。</p> <p>附 則  この約款は、<u>2020年4月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>